

子ども食堂 おいでや会則

- 第1条（名称） 本規約の対象となる団体は、『子ども食堂 おいでや』（以下本団体）と称します。
- 第2条（所在地） 本団体の事務局は、大阪市北区天神橋5-2-17に置きます。
- 第3条（目的） 本団体は、子どもの居場所+食堂を通じて地域の子どもの健全な育成を図る事を目的とします。
- 第4条（会員資格） 本団体の入会資格は、以下の通りとします。
- （1） 本団体の趣旨に賛同し、本会則および細則等の諸規則を厳守できる方。
 - （2） 未成年者の場合は、親権者の同意がある方。
- 第5条（入会手続き） 本団体に入会を希望する方は、所定の申し込み手続きを行い、本団体の承認を得ること。
- 第6条（参加費） 本会入会者は、一食子ども0円、大人300円を納めること。
- 第7条（休会） 休会（1ヶ月以上休む場合）希望者は、前月末日までに届け出ること。
- 第8条（資格の喪失） 会員が次の各号の1つに該当する場合、その資格を失うものとします。
- （1）死亡
 - （2）除名
- 第9条（除名） 会員が次の各号の1つに該当する場合、本団体は会員を除名することが出来るものとします。
- （1） 本会則、細則、その他諸規律に違反したとき。
 - （2） 本団体の名誉を傷つけたときおよび秩序を乱したとき。
- 第10条（退会） 会員が退会する場合、退会手続きを行うこと。
- 第11条（免責） 本団体は活動中に発生した盗難、障害、通塾時の事故その他の事について、一切の責任を負わないものとします。
- 第12条（損害賠償責任） 会員が自己責任に帰すべき事由により、本団体または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。
- 第13条（団体の廃止）
- （1） 天変地異、行政指導、社会情勢、経済状態の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合に、本団体の活動を停止、もしくは活動を制限することがあります。
 - （2） 本団体は前項の定めに基づき、全ての活動を停止した場合、全ての会員との契約を解除することができます。
- 第14条（変更届） 会員は氏名、住所、連絡先など入会申込の記載事項に変更があった場合には速やかに本団体に変更届を提出するものとします。
- 第15条（規約の改定および効力）
- （1） 本団体は必要に応じて本規約を改定することが出来、その効力は改定前に入会した会員にも適用されるものとします。
 - （2） 会員は規定の改定に対し、意義の申し立て、権利の主張、その他一切の請求が出来ないものとします。
- 第16条（諸規則の厳守） 会員および本団体は、本規則、細則その他の諸規則を遵守するものとします。
- 第17条（発行） 本規約は 2024 年 1 月 20 日より発行します。

子ども食堂 おいでや細則

第1条（会員資格）

本団体の会員は小学生と中学生の男女、その保護者とします。

第2条（参加費）

活動のための参加費は参加毎に次の通りとします。（消費税込）

子ども 0 円/回 大人 300 円/回

支払方法は、会計責任者に当日手渡すものとします。

第3条（実施場所および時間）

大阪市北区天神橋 5-2-17 カラオケパブ ichiten

第 2 第 4 水曜日 17:00~19:00

第4条（休業日）

やむを得ず、休業しなければならない時は、休業とします。

- (1) 場所使用できないとき
- (2) 運営が困難なとき、等

第5条（その他）

発熱や体調不良などが見られた場合、参加の自粛にご協力頂きますようお願い申し上げます。

第6条（改定）

本団体は本細則を改定することが出来、改定した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

第7条（発行）

本細則は 2024 年 1 月 20 日より発行します。